別表第六第七十一南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

第七十二南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、教育活動若しくは普及啓発活動又は必要不可欠な管理活動に限る。 二　原則として、当該地区内では徒歩で移動すること。 三　航空機は、原則として、別記の地図上に示された区域に着陸しないこと。 四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五　原則として、当該地区内では、別記の地図上に示された区域に野営しないこと。 六　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 七　当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 八　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 九　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十一　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。なお、掘削を行った場合には、掘削地点、掘削方法、地下部の汚染状況の測定結果を報告書に記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○経済産業省告示第二百五十七号

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成九年通商産業省令第四号）第一条の規定に基づき、工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成二十四年経済産業省告示第三十八号）の全部を改正する告示を次のように定める。

厚生省
運輸省

平成二十四年十一月二十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく二以上の試験方法であって重要な部分において異ならないものとして経済産業大臣が定める区分は、別表の試験方法の区分の欄（イ）ごとに、それぞれ、同表の日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）に規定する試験方法の欄（ロ）に掲げる試験方法とする。

別表

試験方法の区分(イ)	ＪＩＳに規定する試験方法(ロ)
レディーミクストコンクリート試験	ＪＩＳ　Ａ１１０１
	ＪＩＳ　Ａ１１１８
	ＪＩＳ　Ａ１１２８
	ＪＩＳ　Ａ１１５０
骨材試験	ＪＩＳ　Ａ１１０２
	ＪＩＳ　Ａ１１０３
	ＪＩＳ　Ａ１１０４
	ＪＩＳ　Ａ１１０５
	ＪＩＳ　Ａ１１０９
	ＪＩＳ　Ａ１１１０
	ＪＩＳ　Ａ１１１６
	ＪＩＳ　Ａ１１２１
	ＪＩＳ　Ａ１１２２
	ＪＩＳ　Ａ１１２６
	ＪＩＳ　Ａ１１３４
	ＪＩＳ　Ａ１１３５
	ＪＩＳ　Ａ１１３７
	ＪＩＳ　Ａ１１４１
	ＪＩＳ　Ａ１１４３
	ＪＩＳ　Ａ１１４５
	ＪＩＳ　Ａ１１４６
	ＪＩＳ　Ａ１２０５
	ＪＩＳ　Ａ５００２
	ＪＩＳ　Ａ５０１１―１
	ＪＩＳ　Ａ５０１１―２
	ＪＩＳ　Ａ５０１１―３
	ＪＩＳ　Ａ５０１１―４
	ＪＩＳ　Ａ５０１５
	ＪＩＳ　Ａ５３０８
コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	ＪＩＳ　Ａ１１０６
	ＪＩＳ　Ａ１１０８
	ＪＩＳ　Ａ１１４９
	ＪＩＳ　Ａ５００３
	ＪＩＳ　Ａ５００６
	ＪＩＳ　Ａ５０１５
	ＪＩＳ　Ａ５２１０
	ＪＩＳ　Ａ５２１２